

参考資料 1

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

年次	総数			0 ～ 14 歳			15 ～ 29 歳			30 ～ 44 歳			45 ～ 64 歳			65 歳以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成 22 年	337,634 (99.0)	163,250	174,384	49,390	25,336	24,054	53,717	26,681	27,036	72,057	35,268	36,789	90,545	44,061	46,484	68,825	30,065	38,760
平成 27 年	340,973 (100.0)	164,799	176,174	47,815	24,418	23,397	51,301	25,836	25,465	68,510	33,586	34,924	87,299	42,368	44,931	83,118	36,774	46,344
令和 2年	345,070 (100.0)	166,673	178,397	45,482	23,222	22,260	48,598	24,474	24,124	59,066	29,008	30,058	92,502	44,801	47,701	90,578	40,020	50,558
平成 22 年	100.0	48.8	52.1	14.8	7.6	7.2	16.1	8.0	8.1	21.5	10.5	11.0	27.1	13.2	13.9	20.6	9.0	11.6
平成 27 年	100.0	48.8	52.1	14.1	7.2	6.9	15.2	7.6	7.5	20.3	9.9	10.3	25.8	12.5	13.3	24.6	10.9	13.7
令和 2年	100.0	48.0	52.0	13.5	6.9	6.6	14.5	7.3	7.2	17.6	8.6	8.9	27.5	13.3	14.2	26.9	11.9	15.0

- (注) 1 資料は令和2年国勢調査による。
 2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次としている。
 3 総数の計の()内には隔年時の比率を記入している。
 4 年齢不詳があるため各層別合計が総数と合わない場合がある。
 構成比は、分母から年齢不詳を除いて算出している。

② 産業部門別就業者数等

年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能
		農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業			
平成22年	154,573	1,606	95	111	1,812	34,680	35	107,204	10,877
平成27年	153,125	1,541	88	95	1,724	34,536	25	109,312	7,553
令和2年	151,714	1,435	91	75	1,601	32,908	17	112,166	5,039
平成22年	100.0	1.0	0.1	0.1	1.2	22.4	0.0	69.4	7.0
平成27年	100.0	1.0	0.1	0.1	1.1	22.6	0.0	71.4	4.9
令和2年	100.0	0.9	0.1	0.0	1.1	21.7	0.0	73.9	3.3

(注) 1 資料は令和2年国勢調査及び2020年工業統計調査による。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査の調査年次としている。

(2) 土地利用

年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
		計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
					果樹園	茶園	その他						
平成22年	46,410	1,635	1,561	64	10	—	—	—	—	25,151	25,151	0	19,624
平成27年	46,451	1,449	1,383	58	9	—	—	—	—	25,009	25,009	0	19,993
令和2年	46,451	1,242	1,187	48	7	—	—	—	—	25,086	25,086	0	20,123
平成22年	100.0	3.5	3.4	0.1	0.0	—	—	—	—	54.2	54.2	0.0	42.3
平成27年	100.0	3.1	3.0	0.1	0.0	—	—	—	—	53.8	53.8	0.0	43.0
令和2年	100.0	2.7	2.6	0.1	0.0	—	—	—	—	54.0	54.0	0.0	43.3

(注) 1 資料は2020年農林業センサスによる。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次としている。

3 「林野面積」「樹園地詳細」について調査が行われていない年次は空欄としている。

4 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入している。ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。

5 構成比は、空欄のない最近年次について算出している。

6 面積は四捨五入のため内訳の計があわないことがある。

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(令和4年4月1日現在)

保有形態	総面積		立木地総面積			人工比率 (B/A)
	面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	
総数	24,990 ha	100%	23,735ha	10,108ha	13,627ha	40.4%
国有林	2,983	11.9	2,820	1,213	1,607	40.7
公有林	計	783	745	472	273	60.3
	都道府県有林	536	524	340	184	63.4
	市町村有林	126	106	44	62	34.9
	財産区有林	121	115	88	27	72.7
私有林	21,224	84.9	20,170	8,423	11,747	39.7

- (注) 1 資料は森林簿による。
2 国有林面積は、国有林の地域別森林計画書（湖南森林計画区）による。
2 官行造林地は「国有林」、学校林は「市町村有林」としている。
3 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含む。
4 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

② 民有林の齢級別面積

(令和4年4月1日現在)

区分 \ 齢級別	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
民有林計	22,007 ha	19 ha	59 ha	172 ha	748 ha	1,989 ha	17,928 ha
人工林	8,895	19	57	168	733	1,843	6,075
主要樹種別面積	—	—	—	—	—	—	—
天然林	12,020	0	2	4	15	146	11,853
竹林等	1,092	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 資料は森林簿による。
2 面積は四捨五入のため内訳の計があわないことがある。

③ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	1～3 ha	3～5 ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha 以上	総数
林家数	407	117	91	55	18	12	12	712

- (注) 2020年農林業センサスによる。

④ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	55	91.9	
うち林業専用道	—	—	

- (注) 1 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について記入している。
2 令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	—	130.0	

- (注) 令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(4) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		1, 141, 726
内 訳	第一次産業	1, 123
	うち林業 (B)	73
	第二次産業	213, 327
	第三次産業	927, 276
B / A		0. 01%

(注) 滋賀県市町民経済計算 (令和元年度) による。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	205	10, 230	5, 812, 844
うち木材・木製品製造業 (B)	2	17	—
B / A	1. 0%	0. 2%	—%

- (注)
- 1 2020年工業統計調査による。
 - 2 製造業には林業が含まれない。
 - 3 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(5) 林業関係の就業状況

(単位：人)

区 分	組合・事業者数	従業者数 (組合員数)	備 考
森林組合	2	12 (1, 274)	名称：坂本、滋賀南部
生産森林組合	28	— (2, 259)	名称：向在地、生津、伊香立学区、上在地、北在地、下在地、南庄、上龍華、下龍華、龍華、途中、普門、真野町中村、真野佐川、上仰木辻ヶ下、逢坂山、雄琴、大鳥居、堂町、森町、里町、羽栗、千町、三ヶ山、枝、南比良、栗原、外畑築
造林業	4	—	
木材業	13	—	
製材業	9	—	
滋賀森林管理署	1	19	聞き取りによる
滋賀県西部・南部森林整備事務所	1	14	聞き取りによる
大津市	1	5	産業観光部農林水産課 林業・水産係
合計	59	50 (3, 533)	

- (注) 1 地域森林計画参考資料（一部、聞き取り調査）による。
2 従業者数は、専従の役職員。

(6) 林業機械等設置状況

(単位：台)

集材機索道		1
集材用トラクター		—
クレーン		3
フォークリフト		—
モノレール		—
小型運材車	20Ps 未満	4
	20Ps 以上	2
動力枝打機		—
グラップル		8
グラップルソー		—
樹木粉碎機		—
フォワーダ		—
スイングヤーダ		—
ハーベスタ		—
プロセッサ		—

(注) 1 令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

2 本表は滋賀県西部・南部森林整備事務所管内の数値であり、当市のほか、草津市、守山市、栗東市、野洲市を含む。

(7) 林産物の生産概況

種類	チップ	竹材	なめこ	しいたけ	
				生	乾
生産量	m ³ —	千束 0.1	kg —	t 1.7	t 0.1

(注) 資料は令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

滋賀県天然更新完了基準

1 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新予定地、更新が未了の箇所、気象害等による更新不成績地等とする。ただし、伐採前に竹やササが優占している箇所については、本基準の対象としない。

なお、保安林及び開発に係る更新方法の基準については、それぞれの法令や指導によることとし、対象に含めないものとする。

2 天然更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または、先駆的な樹種である中木であって、植生の遷移により、将来、高木となることが期待できる樹種とする。

3 更新および更新補助作業

- (1) 本基準の対象とする更新種は、天然下種更新、ぼう芽更新、伏条更新とする。
- (2) 本基準の対象とする更新補助作業は、植込み、必要な幼樹の刈り出し等とする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 伐採後 5 年目における更新完了基準
 - ① 後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高がおおむね 1.5m 以上のものとする。
 - ② 更新が完了した状態は、後継樹の密度が
湖南地域森林計画区 2500 本/ha 以上、
湖北地域森林計画区 2000 本/ha 以上 とする。
- (2) 伐採後 2 年目における更新完了基準（造林事業等により、伐採後 2 年以内に更新調査を行う必要がある場合）
 - ① 後継樹は、地域における技術的蓄積や森林の状態等から確実な更新が見込められるものであって、樹高が 20cm 以上のものとする。
 - ② 更新が完了した状態は、後継樹の密度が
湖南地域森林計画区 2500 本/ha 以上、
湖北地域森林計画区 2000 本/ha 以上 とする。
- (3) 上記の条件を満たさない場合には、植栽もしくは追加的な更新補助作業を実施することとする。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、部分的な山腹の崩壊や土砂が流出している場合には、植栽等により防災措置を講ずること。また、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には適切な防除方策を実施することとする。

5 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後5年目とする。造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合には、4-(2)の基準を用いて調査を行う。ただし、伐採後2年以内に調査を行う場合であっても、伐採後5年目に、4-(1)の基準で更新調査を実施することとする。
- 4-(1)の更新基準を満たさず、経過観察をする場合は、当該調査を行った3～5年後に再調査を行う。
- (3) 調査の方法は原則をして標準地調査によることとする。
- ①標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的とみられる箇所を選択する。
- ②標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----|
| 天然更新対象地面積 | 0ha 以上 | 2.00ha 未満 | 1箇所 |
| | 2.00ha 以上 | 5.00ha 未満 | 2箇所 |
| | 5.00ha 以上 | | 3箇所 |
- ③標準地の大きさは、10m×10mとする。
- ④明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳の記録および写真を保管する。
- (4) 更新調査野帳の様式は、別紙のとおりとする。